

平成 3 0 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

平成 3 0 年度の包括外部監査の結果に基づいて講じた措置については、以下のとおりです。

【知事部局】

(単位：件)

特定の事件（テーマ）	監査結果		措置済	今回措置を 講じたもの C	措置済で ないもの A－B－C
		A	B		
林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理	指摘	9	8	－	1
	意見	4 3	3 1	5	7

平成30年度包括外部監査の結果・意見に基づき講じた措置の状況

番号	区分	タ イ ト ル	結 果 及 び 意 見 の 内 容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措 置 等 の 内 容	担当所属	関係団体
1	意見	目標設定について	第3期岐阜県森林づくり基本計画の達成に向けて県は各年度において目標の達成状況を把握しているが、①目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの②目標値未達であり達成のための施策に課題のあるもの、が見受けられるので今後の施策・目標値の修正を検討されたい。	41	措置済	令和元年度	第3期森林づくり基本計画はH29～R3の計画期間で、3年目にあたる今年度から第4期計画の検討を始める予定である。このため、目標設定（上方修正）については次期計画を想定して検討し、現計画は変更しない方針とする。 なお、目標未達の項目については、毎年、改善のために必要な施策検討し、施策の実施状況報告書に記載している。	林政課	
2	意見	基本計画における関係団体との役割分担について	基本計画に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係団体との総合調整（具体的には各団体の役割の明示、進行管理）を実施されたい。	42	措置済	令和元年度	関係団体へは毎年、施策の実施状況について意見聴取を行うとともに、県民会議へも参加いただき、意見を施策に反映するなど、既に協力して進行管理する体制にある。	林政課	
3	意見	清流の国ぎふ森林・環境基金事業の評価について	「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」において事業の効率性や有効性まで踏み込んだ評価がなされることが望ましい。	42	措置済	令和元年度	審議会において、既に、効率性や有効性に踏み込んだ評価をいただいているが、意見を審議会に共有した。	恵みの森づくり推進課	清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会
4	意見	木材の利用チャネルの拡大のための取組について	林業事業体の活性化のためには木材価格の改善が重要であり、より一層の木材利用チャネルの拡大のために以下について検討されたい。（1）補助金の評価基準や交付要件の緩和、対象拡大の検討、（2）外部の研究機関や民間企業との連携	44	措置済	令和元年度	（1）県産材競争力強化・販路拡大支援事業では、従来は「履歴事項全部証明書」の提出を求めていたが、個人事業主の応募を促すため、今年度から「開業届」もしくは「確定申告書」も可とした。また、木質バイオマス利用施設導入促進としては、補助金交付要綱に熱電併給設備も対象に改正した。 （2）本年4月に設立した「地域リグニン資源ネットワーク」のオブザーバーとして、研究機関や民間企業との連携強化を図っている。	県産材流通課	
5	意見	新たな森林経営管理システムに備えた体制の整備について	平成31年度より森林経営管理法が施行され、新たな森林経営管理システムが開始することとなっている。県の役割として経営管理に必要な助言・指導、情報提供等を市町村に対し行うことが求められている。	46	措置済	令和元年度	林政部内に設置した「市町村林務行政支援チーム」により市町村からの相談や支援ニーズの把握、対策の検討等を行っている。 このチームが中心となって県内の市町村を対象に森林経営管理制度の説明会を5月、6月に開催した。また、5月から7月にかけて全市町村に対し個別指導を行った。今後は高精度な森林簿データを市町村に提供していく。	林政課	
6	意見	森林公社及び三川公社の長期収支の継続的モニタリングについて	森林公社及び三川公社を取り巻く環境は絶えず変化していることから、両公社は、逐次、経営状況について検証・公表を行っていく必要がある。 また、県は、年度ごとの事業計画の開示や、森林資産の回収見込み額の算定の精緻化等について両公社を指導するとともに、その経営状況について、継続的にモニタリングしていく必要がある。	48	措置済	令和元年度	＜治山課＞ 両公社の経営状況を四半期ごとにモニタリングしていくとともに、森林資産の回収見込み額の算定の精緻化などについて両公社を指導した。 ＜両公社＞ 経営状況について検証を行い、業務別収支計算書等をHPで公表している。	治山課	森林公社 三川公社

番号	区分	タ イ ト ル	結 果 及 び 意 見 の 内 容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措 置 等 の 内 容	担当所属	関係団体
7	意見	地方自治体から国への積極的な施策等の発信について	森林・林業・木材産業施策は総じて林野庁のトップダウンの政策となっており、地方自治体における創意工夫が狭められている面がある。国に対しボトムアップで実効性を高める取り組みを発信されることが望まれる。	50	措置済	令和元年度	令和元年5月20日、県林政部長が林野庁長官等に対して、林業の成長産業化や森林資源の循環利用に必要な施策の実現に向けた国要望を行った。 また、実務担当者レベルにおいても適宜情報交換しており、国が新たな制度創設について検討する際には、積極的に地域の課題や実情について情報を提供している。	森林整備課	
8	意見	SDGsに関連付けた取り組みの推進について	県においてもSDGsに関連する県下の各主体（市町村、公社、森林組合、林業事業体等）の自主的な取り組みをとりまとめて紹介するプラットフォームを設置されたい。	50	措置済	令和元年度	森林・林業に関係する団体の活動は、そのほぼ全てがSDGsの取り組みに関係するため、関係団体の取り組みを紹介するプラットフォームは設置せず、県において森林・林業がSDGsの目標達成に寄与していることをPRすることとする。	林政課	
9	指摘	「岐阜県森林づくり基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況報告書」に記載された数値の誤りについて	「森林配置計画の策定状況」の市町村森林整備計画反映面積に数値誤りが存在していた。これを確認する体制を整備し、実施状況報告書には正しい数値を記載する必要がある。	55	措置済	令和元年度	数値の誤りについて、令和元年5月に県議会へ修正報告した。 今後は市町村から提出のあった数値の正確さ等について、農林事務所を含め課・室内で精査することとする。	林政課	
10	意見	森林経営管理法に基づく調査結果の森林配置計画への反映について	森林配置計画を策定した市町村の大部分は、森林配置計画を市町村森林整備計画に反映している。しかし市町村が経営管理意向調査を行った場合、森林の状態をより詳細に把握できる可能性があるため、策定した森林配置計画や、市町村森林整備計画も変更するよう県から要請することが適切である。	56	措置済	令和元年度	森林配置計画は、社会環境や森林をとりまく状況等に変化があれば、必要に応じて変更することとしている。	林政課	
11	指摘	所有者不明となっている森林簿データについて	森林GISデータの更新にあたって、一部の所有者情報が反映されない場合、森林簿では所有者不明となる。森林組合や林業事業体等が受委託契約の拡大を図ろうとする際、登記簿情報等の確認等で時間を要することとなり森林の施業集約化を阻害する面がある。県は計画的に森林簿の所有者不明の解消を図る必要がある。	60	実施中		市町村から林地台帳の所有者情報の提供を受けて、森林簿への反映を進めている。	林政課	
12	意見	市町村の林地台帳と森林簿の連携について	平成31年4月以降は、森林の所有者情報は市町村が林地台帳により管理することとなっている。県が管理する森林簿の森林資源情報と林地台帳の所有者情報を連携して活用することが重要であるので、県は市町村と連携してクラウド技術を活用した情報共有を推進することが望ましい。	60	実施中		市町村との情報共有を推進するため、現行の森林情報システムをクラウド化し、令和4年度から運用を開始するよう、システムの構築を進めている。	林政課	
13	意見	保安林管理図と森林簿の連携について	農林事務所において、保安林管理図を作成しているが、森林簿上に保安林管理図の情報を登録できれば、保安林情報管理の効率化に資するため、一元管理できるようにされたい。保安林管理図の地番情報と森林簿の地番情報が連携できるよう森林簿の地番情報を見直すことが望ましい。	61	実施中		地籍調査と分合筆調査データの反映を順次行い、森林簿への保安林情報の登録を進め、将来的には一元管理できるよう取り組む。	林政課	
14	意見	第3期岐阜県森林づくり基本計画の目標値の修正について	平成29年度及び平成30年度の実績値がともに平成33年度目標値を上回った件名については、平成31年度に施策の修正及び目標値の修正を検討することが適切である。	62	措置済	令和元年度	第3期森林づくり基本計画はH29～R3の計画期間で、3年目にあたる今年度から第4期計画の検討を始める予定である。このため、目標設定（上方修正）については次期計画を想定して検討し、現計画は変更しない方針とする。	林政課	

番号	区分	タ イ ト ル	結 果 及 び 意 見 の 内 容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措 置 等 の 内 容	担当所属	関係団体
15	指摘	森林研究所の研究結果に対する事後評価について	平成27年度終了のプロジェクト研究課題及び重点研究課題について、林政部長による事後評価が行われていなかった。担当者が網羅的に森林研究所から資料等を受領したことを確認する内部統制および、事後評価が適切に行われたかを確認する内部統制を整備する必要がある。	70	措置済	令和元年度	平成31年3月に平成27年度終了のプロジェクト研究課題及び重点研究課題について、林政部長による事後評価を行った。また、資料の提出および受理の失念を防ぐため、研究課題一覧表に事後評価実施年度を明記するとともに、関係資料を提出する際は、研究課題一覧表を3年分（前年度、当年度、次年度）添付するよう運用を見直した。	森林研究所	
16	指摘	森林研究所庁舎警備業務委託の長期継続契約について	事務作業効率化、単年度支出金額削減の可能性があるので、森林研究所庁舎警備業務委託の長期継続契約を検討する必要がある。	71	措置済	令和2年度	令和2年3月18日付けで、令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）の長期継続契約を締結した。	森林研究所	
17	意見	クラウドファンディングの利用について	森林文化アカデミーでは森林総合教育センター（仮称）の建設に対する費用の一部を調達するためにクラウドファンディングの利用を検討されたい。	76	措置済	令和2年度	令和元年度建設済。令和2年度開所に向け年度当初から建設がスタートしたため制度の再検討は困難であった。現在、新たに建設を行う計画はないが、今後増築等の計画があればクラウドファンディングの利用を検討する。	森林文化アカデミー	
18	意見	宿泊施設を利用した林業体験宿泊について	森のコテージの稼働率が低いので、講習や研修が行われていない日に林業体験宿泊の実施を検討されたい。	78	措置済	令和3年度	森林総合教育センターの森林教育プログラムにおいて、宿泊を伴うプログラムを毎年計画する。（R3 12回）ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止している。	森林文化アカデミー	
19	意見	危険木除去に関する客観的基準の設定について	危険木の除去は必要経費の積み上げ計算に基づき算定されるため、事業費が高くなる傾向にある。何らかの客観的な基準を設けて危険木の判定をできるようにすることが望ましい	82	措置済	令和元年度	平成31年3月末に里山林整備事業実施要領を改正し、危険木等の定義づけをした。	恵みの森づくり推進課	
20	意見	目標値の表現について	ぎふ木育の参加者数の目標値が「新規実施施設における参加者数」であることを明示するとともに、平成29年度の事業実施状況集計表においても参加者数の内数として「新規実施施設における参加者数」を明示することが適切。	85	措置済	令和元年度	平成31年度に作成する「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成30年度)」から、実績値の表記に、目標値が新規実施施設における参加者であることを明示した。	恵みの森づくり推進課	
21	意見	木育教室の水平的広がりの推進について	木育教室の開催は3割程度の施設にとどまっている。より多くの子どもたちに「ぎふ木育」に触れる機会を提供するために実施施設の実数を増加させることが適切。	85	措置済	令和3年度	木育教室の開催は4割程度の施設に増加している。令和2年7月には「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター」がオープンし、子どもから大人まで多くの方が「ぎふ木育」に触れる機会を提供しており、令和3年度からは県内各地の教育機関や木育施設等で体験できる出前プログラムの実施に取り組んでいる。（令和2年度「ぎふ木遊館」入館者20,351人、「森林総合教育センター」利用者11,038人）	恵みの森づくり推進課	
22	意見	ぎふの木育教室指導員について	ぎふ木育指導員の養成は平成28年度より開始されているが、養成した指導員を継続して効果的に活用できているとはいえない。養成講座終了後、木育の常設専用施設での営業が開始されるまでの間、木育指導者の活用できる場の提供や活動実績を高めていくことが適切。	86	措置済	令和2年度	イベントや講習会での活用のほか、新たに木育教室で活用するなど、指導員の効果的な活用に努めている。令和2年7月に開館した木育の総合拠点「ぎふ木遊館」では、ぎふ木育指導員が常駐し、木育の指導を行っている。	恵みの森づくり推進課	

番号	区分	タ イ ト ル	結 果 及 び 意 見 の 内 容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措 置 等 の 内 容	担当所属	関係団体
23	意見	県産材競争力強化・販路拡大支援事業費補助金の評価基準及び募集要項の記載について	過去の補助対象事業主体は比較的大規模な事業主体が多いが、中小規模の事業体も補助対象者に含めることが望ましい。そのため事業計画書の評価基準について、中小規模の事業主体が排除されないような表現を検討するとともに、募集要項等において、審査が総合的な評価に基づき行われる点、明示することを検討されたい。	93	措置済	令和元年度	従来は「履歴事項全部証明書」の提出を求めていたが、個人事業主の応募を促すため、今年度から「開業届」もしくは「確定申告書」も可とした。	県産材流通課	
24	意見	ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金の要件緩和について	県産材の需要拡大を目的とする場合、消費者側により多くの選択肢が用意されていることが望ましいと考えられる。内装木質化支援事業の対象について、補助金交付対象者等の要件を緩和することを検討されたい。	99	措置済	令和元年度	平成30年度までは、県産材を横架材に6㎡以上使用した住宅を補助対象としていた、令和元年度からは横架材4㎡以上かつ内装材に20㎡以上使用した住宅も補助対象とするよう要件を緩和した。	県産材流通課	
25	意見	木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金の対象事業拡大について	木質バイオマスエネルギー利用促進を図る趣旨から、木質バイオマス発電対応設備についても、木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金の対象に含めることを交付要綱等で明示されたい。	100	措置済	令和元年度	木質バイオマス利用施設導入促進としては、補助金交付要綱に熱電併給設備も対象に改正した。	県産材流通課	
26	指摘	林業・木材産業改善資金貸付金の滞納時の手続の未整備について	当該制度の貸し付けに係るルールとして岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則および同要領を定めている。償還が滞納された場合の対応方法については『貸付金ガイドライン』が定められているが、詳細な要領ないし手順が整備されていない。そのためこれらの対応を要領等に定め、滞納されている償還金の状況を定期的に把握する必要がある。	102	措置済	令和元年度	債権管理に係る詳細な手順等を定めた要領を策定した。	県産材流通課	
27	意見	林業・木材産業改善資金貸付金の回収方法について	当該貸付金の設立趣旨からすれば、強制的な回収に抵抗感があることが予想される。そこで、返済期限から1年以上経過し、県が回収を委託することが適当と判断した案件は、専門的な知識や経験等を有する外部委託業者に委託し、回収にあたることが望ましい。	103	措置済	令和6年度	貸付金回収について、関係農林事務所と連携し、手続きを進めることができており、今後も一定の成果が維持できる見込みであることから、当面外部委託を行わず適切に回収手続きを進めてまいります。	県産材流通課	
28	意見	森林整備事業の補助金対象について	この事業では間伐等を中心とした作業が補助金の対象となっており、主伐は対象外である。現状では主伐が行われにくく、人工林における適切な林齢構成という目標達成は困難といえる。林業事業者が主伐についても積極的に取り組むことができる環境を整備することが重要であり、そのための施策として主伐を補助金の対象とすることが適切である。	109	措置済	令和元年度	将来の森林資源を確保するため、林業成長産業化森林整備事業(国補・非公共)について、県単嵩上げにより主伐等に対し支援する制度を創設した。 【対象施策】 ・人工造林: 想定事業費の85%以内 国費の不足分を県単独嵩上げ(50%→85%) コンテナ苗による再造林に限る(2,000本/ha以下) ・鳥獣害防除施設等整備: 想定事業費の100% ・集材(枝葉、梢端及び根元端材): 想定事業費の85%以内(50%→85%) ・被害森林の伐倒・造材: 想定事業費の50%	森林整備課	

番号	区分	タ イ ト ル	結 果 及 び 意 見 の 内 容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措 置 等 の 内 容	担当所属	関係団体
29	意見	小坂町森林組合等における補助金の不適正受給について	不正リスク要因を意識した内部統制の構築と運用の徹底が重要である。小坂町森林組合での補助金不正受給を受け、県では再発防止策をとっており、今回の不正受給の原因となった事項について審査要領への反映は終了しているが、以下の2点について追加で提案したい。(1) 審査要領の内容が補助金の給付を受ける条件を網羅して確認する内容になっているか。(2) 補助金の不正受給をしようとするものがあった場合に通常想定される内容が審査項目にふくまれているか。また、他県で起きた事案について分析し、県でも同等の内容が発生していないか審査の内容に反映することを検討されたい。	112	措置済	令和2年度	(1)現地審査箇所数の抽出方法について、誤解の生じない文言を用いた平易明快な内容に改正した。 (2)通常想定される主な不適正内容としては、事業地の重複申請や未施工地の申請等が考えられるが、こうした事案発生を抑制するために、GPS機能付きカメラにより撮影された現地写真(日付入り)の提出を全事業地に義務付けた。 また、長野県において同様の不適正事案が発生したことから、これを参考に上記の措置を講じた	森林整備課	
30	意見	森林整備事業の審査資料の保管について	補助金申請に関する審査における確認項目のチェックリストを作成し、その項目について書類上のどこで確認しているかが判断できるようなりファレンスをつける必要がある。	116	措置済	令和3年度	「岐阜県森林整備事業検査要領」を改正(令和3年6月8日森第200号林政部長通知)し、審査における確認項目を記載したチェックリストを新たに追加しました。	森林整備課	
31	意見	林業事業体の登録・評価制度の導入について	林業事業体の登録・評価制度において林野庁が評価項目として例示している内容は、経営を全体的に評価していることから、林業事業者自身によりいい評価になるように改善を促す効果がある。岐阜県でも林業事業体の登録・評価制度を導入することを検討されたい。	117	措置済	令和2年度	「岐阜県林業経営体に関する情報の登録・公表要領」を策定し、令和2年3月23日付け森第692号で、農林事務所及び関係団体に周知した。	森林整備課	
32	意見	林業事業体同士の交流の促進について	県の中でも地域によって技術的面や、主伐や再造林に対する意識についても差が生じている。林業事業体同士で人材交流として1年間相互に出向者を出し受け入れることがプラスの効果をもたらすものと考えられる。人材交流を行っている事業体はないので、県が啓蒙するなどの活動を検討されたい。	119	措置済	令和元年度	森林組合間、森林組合と民間の林業事業体等での事業連携を推進しているが、職員や森林技術者が不足しており、現状では人事交流は難しいと考えているが、「岐阜県森林組合改革基本方針」でも「人事交流の推進に積極的に取り組むこと」としていることから、県としても岐阜県森林組合連合会や岐阜県森林施業協会の研修会等で経営者や担当者に引き続き働きかける。	森林整備課	
33	意見	治山事業の内部管理用データの整備・活用について	山地災害危険地区は治山事業の指標として、林野庁の調査要領に則り県職員が調査しているが、調査範囲の定義が統一されていないため、箇所数や進捗率が不確定になっており、治山事業の進捗管理や優先順位の判断に活用するには精度面で課題がある。県は山地災害危険地区の調査範囲の状況や市町村の意向等の追加情報について、治山事業の進捗管理や優先順位の判断等に活用できるような内部管理用データとして整備し活用することが適切。また精度をあげるためにも、現状で40%にとどまっている調査率を上げることが望ましい。	126	措置済	令和5年度	令和2年度に山地災害危険地区の未調査箇所の机上調査を実施。 令和3年度以降、危険地区のランクを精査するため各農林事務所に依頼し現地調査を実施し、令和4年に県下全域の調査が完了した。(R3年度:岐阜、西濃、揖斐、中濃、郡上、東濃、恵那農林事務所、R4年度:可茂、飛騨、下呂農林事務所管内) 調査結果は、事業箇所の要望選定に活用している。	治山課	
34	意見	長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が100%達成したとみなしていることについて	長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が100%達成されると想定することは現実的とはいえないことから、達成可能なレベルでシミュレーションすることが望ましい。	148	措置済	令和6年度	令和3年度の長期収支の試算する際には、分収割合の変更状況に応じた長期収支の算出を行っている。	治山課	森林公社

番号	区分	タ イ ト ル	結 果 及 び 意 見 の 内 容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措 置 等 の 内 容	担当所属	関係団体
35	意見	長期収支の試算にあたり、平成23年度から平成27年度の木材価格に基づいて算定されていることについて	森林整備事業の単価は毎年度変更されており、将来収支に与える影響も少なくないことから、単価部分についての更新を毎年実施し、経営判断指標として利用することが望ましい。	150	措置済	令和6年度	原則、経営に重大な影響を及ぼす木材価格や金利などに大きな変動があれば長期収支を見直すこととしている。令和3年度の長期収支試算では、木材価格が安定していた平成27年度から令和元年度までの木材単価により算出し、森林整備事業単価の更新も行った。	治山課	森林公社
36	意見	長期収支の試算にあたり、分収契約満了後の植栽費を見込んでいないことについて	分収造林契約が満了した後の再造林は森林所有者の責務となっていることから、長期収支の試算にあたり、主伐後の植栽費は計上していない。 しかし、主伐は更新伐を予定しており、森林が更新されていない場合、補助金返還も起こりうることから、一定程度、植栽にかかる費用が生じてくる可能性がある。	151	実施中		列状間伐で下層植生の成長を促進し、天然更新しやすい環境を作る方針である。また、主伐前には市町村や森林組合とともに所有者に植栽を働きかけることとしている。	治山課	森林公社
37	意見	分収林計画における事業計画量の実績把握について	平成28年度から導入した森林管理システムを活用することで、契約地ごとの実績を集計する作業を一部自動化することが可能となると考えられる。 こうしたことから、事業計画量の実施率を即時に把握し、必要な策を講じるために、実績について次期分収林計画を策定する時期に集計するのではなく、毎年集計していくことが望ましい。	153	措置済	令和元年度	森林管理システムを活用し、第6期分収林計画の事業計画量に対する進捗状況管理表を作成し、今後毎年集計することとした。	治山課	森林公社
38	意見	長期継続契約について	「衛星非常用電話保守管理委託業務」、「白山林道雨量観測機器管理委託業務」について、業務の効率化及び経済的執行の観点から、県は長期継続契約に関する情報を森林公社へ提供し、森林公社は長期継続契約の締結について検討することが適切である。	157	措置済	令和元年度	＜治山課＞ 3月8日に森林公社へ情報提供した。 ＜森林公社＞ 2業務について、長期継続契約を締結した。	治山課	森林公社
39	意見	白山白川郷ホワイトロード経営改善計画における利用率収入の見直しについて	白山白川郷ホワイトロード経営改善計画について、平成29年度及び平成30年度の実績を考慮し、収入金額を実現可能な計画に修正するよう検討することが望ましい。	159	措置済	令和6年度	令和2年度に変更した経営改善計画において、実績を考慮した利用率、利用率の目標としている。	治山課	森林公社
40	意見	片道無料キャンペーンの実施について	石川県では自家用車等を利用して協賛宿泊施設に宿泊した人を対象に、白山白川郷ホワイトロードの「片道無料キャンペーン」を実施している。 岐阜県でも片道無料キャンペーンの実施を検討することが望ましい。	159	今後対応		新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不要不急の外出・移動の自粛が求められており、協賛施設への宿泊による片道無料キャンペーンでの利用率増加が見込めない状況である。 令和2年度に実施した「半額キャンペーン」の活用状況・効果について、調査・検証を行うとともに、「片道無料キャンペーン」についても引き続き検討を行う。	治山課	
41	意見	職業紹介事業への成功報酬制の導入の検討について	林業担い手確保と共に森林公社として事業収入を増加させることも重要である。メリット・デメリットの双方を考慮したうえで、職業紹介事業における成功報酬制の導入について検討されたい。	162	措置済	令和元年度	有料化すると、求人者数の減少や採用選考の慎重化による雇用件数の減少も想定される。担い手の確保を最優先に取り組む観点から、引き続き無料による職業紹介を実施する。	恵みの森づくり推進課	森林公社

番号	区分	タ イ ト ル	結 果 及 び 意 見 の 内 容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措 置 等 の 内 容	担当所属	関係団体
42	意見	緑の青年就業準備給付金の支給方法について	森林公社では、申請者に対し均等に給付金の支給を行っているが、効果的に使うためには、森林文化アカデミーでの成績に応じて支給するなど、支給方法を県と協議し、国に対し制度への反映を働きかけることを検討されたい。	165	措置済	令和元年度	審議会において、既に、効率性や有効性に踏み込んだ評価をしていただいておりますが、ご意見を審議会に共有しました。	恵みの森づくり推進課	森林公社
43	意見	オフセット・クレジット（J－V E R）の販売について	オフセット・クレジット（J－V E R）は、森林公社の数少ない収入源の一つであるが、十分に販売がすすんでいるとはいえない。販売単価の弾力化も選択肢とすることを検討されたい。	166	措置済	令和元年度	検討の結果、原則、販売単価の見直しは行わないが、必要に応じて購入者と協議のうえ販売単価を決定することとした。	治山課	森林公社
44	指摘	貸付金の算定誤りにについて	当該貸付金残高が過少に算定されているため、平成30年度決算書において修正予定であるが、算定資料上で貸借対照表上の残高と照合できない状況であり、担当者でないと確認が容易でない。別の者が算定資料をチェックできるよう内部統制機能を改善し、貸倒引当金の算定ルールの明確化も図られたい。	168	措置済	令和元年度	算定資料を含め会計担当、事業担当課長、経営課長により内部牽制できる体制とした。（H31年4月1日から） ・貸倒引当金の算定ルールについては、（公社）岐阜県森林公社会計処理規程及び同規定取扱細則の「貸倒引当金」欄に明文化した。（H31年4月1日施行）	恵みの森づくり推進課	森林公社
45	指摘	機関誌「森の息吹」記載内容の深度化について	両公社の森林整備区分及び方針は、契約者に十分に伝えられていないことから、それが契約地ごと・造林地ごとに異なっていることについて、機関誌「森の息吹」に掲載すべきである。	170	措置済	令和元年度	令和元年度10月発行分に森林整備区分及び方針の記事を掲載する。	治山課	森林公社 三川公社
46	意見	長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が100%達成したとみなしていることについて	長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が100%達成される想定でシミュレーションすることは現実的とはいえない。 このため、達成可能なレベルでシミュレーションすることが望ましい。	185	措置済	令和6年度	令和3年度に分収割合の変更状況を反映した長期収支の試算を行っている。	治山課	三川公社
47	意見	長期収支の試算にあたり、分収契約満了後の植栽費を見込んでいないことについて	分収造林契約が満了した後の再造林は森林所有者の責務となっていることから、長期収支の試算にあたり、主伐後の植栽費は計上していない。 しかし、主伐は更新伐を予定しており、森林が更新されていない場合、補助金返還も起こりうることから、一定程度、植栽にかかる費用が生じてくる可能性がある。	187	実施中		列状間伐で下層植生の成長を促進し、天然更新しやすい環境を作る方針である。また、主伐前には市町村や森林組合とともに所有者に植栽を働きかけることとしている。	治山課	三川公社
48	意見	分収造林契約の変更について	分収造林の変更契約を進めているが、204件が未変更となっている。 主伐にあたっては、森林所有者と再造林の実施について同意してもらう必要があることから、契約変更ができなかった場合の対応について、早急に検討されたい。	190	措置済	令和元年度	「契約満了に向けた事務処理手順」を作成した。契約満期3年前時点で延長契約ができていない箇所については、契約満了へ向けた対応を開始する（令和元年度時点該当なし）。	治山課	三川公社
49	意見	木材販売について	多額の借入金を確実に返済するため、大規模需要者や海外など販路を拡大する施策も検討されたい。	192	実施中		県産材流通課から情報を得るなどし、現在検討中である。また、公社造林地内の造林木の枝葉販売事業を開始し、木材販売の収益増加に取り組んでいる。	治山課	三川公社
50	指摘	回収能力見込額算出にあたり、分収割合の変更が100%達成したとみなしていることについて	森林資産の回収能力見込額の算出をより精緻にするために、分収割合を一律に8：2にするのではなく、変更契約の進捗状況に応じて算出することが必要である。	194	措置済	令和元年度	平成30年度決算資料では契約変更の進捗状況に応じて算出した。	治山課	三川公社

番号	区分	タ イ ト ル	結 果 及 び 意 見 の 内 容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措 置 等 の 内 容	担当所属	関係団体
51	意見	回収能力見込額算出における直接事業費及び分収交付金について	現在の回収能力見込額の算出方法では、より精緻に計算した場合よりも過大となる。回収能力見込額が現状より小さくなる場合は、森林資産について減損処理が必要となる可能性があるため、回収能力見込額をより精緻に算出することが適切である。	195	今後対応		林業公社会計基準では、現状の算出方法でも会計基準上は問題ない。精緻な算出方法については、森林管理システムによる算出を検討中である。	治山課	三川公社
52	指摘	水源林見学会の予算について	水源林見学会は、有意義なイベントであるが、赤字が連続するようでは継続実施が困難になるおそれがある。 水源林見学会を継続的に実施できるよう、予算の策定にあたっては、基本財産利息収入に見合うように計画することが必要である。	196	措置済	令和元年度	基本財産利息収入の範囲内で令和元年度事業計画を作成した。	治山課	三川公社